

副本



平成24年(㉔)第262号, 第318号

大飯発電所3号機, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

### 証 拠 説 明 書

平成24年8月31日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙 30	F O - A 断層～F O - B 断層と熊川断層の連動に関する評価について【総括】(抜粋)	写し	H24. 5. 8	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、大飯発電所に係る3連動地震は検討用地震ではなく、「念のための地震動」としていること
乙 31	活断層の連動を考慮した地震動評価に関するコメントと原子力安全・保安院の見解について(案)(抜粋)	写し	H24. 8. 17	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、F O - A ～ F O - B 断層と熊川断層の連動について、F O - A 断層と熊川断層との間で地質構造が連続しないことを確認しており、基準地震動に反映させる必要は無いと考えていること
乙 32	原子力発電所敷地周辺の活断層の連動に係る事業者意見に対する委員意見及び保安院の見解(第15回地震・津波意見聴取会)(抜粋)	写し	H24. 3. 28	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、債務者が念のため実施したF O - A ～ F O - B 断層と熊川断層の連動を考慮した地震動評価結果(760ガル)について、妥当と判断していること
乙 33	大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号発電所運転停止命令請求事件「答弁書」(抜粋)	写し	H24. 8. 29	国	国が、「熊川断層、F O - A 断層及びF O - B 断層が地震により3連動することを想定した場合であっても、地震動は760ガルであり、原子力安全・保安院によって『制御棒挿入性及び関連する設備』については、安全評価上の設定時間内に制御棒が全挿入されることが確認されている約1560ガルの地震動をなお下回っている」としていること
乙 34	耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社美浜発電所1号機耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)(抜粋)	写し	H22. 11. 29	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、時刻歴解析法について妥当なものとして判断していること